

関係委員意見聴取書面

関係委員	(所属) 日本大学理工学部精密機械工学科 (氏名) 町田 信夫 教授
聴取日	(日付) 平成 24 年 12 月 11 日 (火)
聴取者	環境省総合環境政策局環境影響審査室 審査官 中島 治美
<p>要領 4 . (2) 利害関係者の除外</p> <p>・別紙「当該事業に利害関係を有する関係委員について」に基づき、意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無を確認。</p> <p style="text-align: right;">利害関係 _____ 有 _____ ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 _____</p>	
<p>要領 4 . (3) 秘密保持の承諾</p> <p>・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。</p> <p style="text-align: right;">_____ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 _____ ・ _____ 非承諾 _____</p>	
<p>< 関係委員意見概要 ></p>	
<p>1) 超低周波音と低周波音の混同</p>	<p>・ P. 88 に「低周波音の測定条件」として示されている G 特性は超低周波音に係るものであり、P. 125 の調査結果にも G 特性のみ示されている。それにも関わらず、P. 127 の予測結果では 1/3 オクターブバンド別の低周波音の結果が突然示されるなど、本図書においては、低周波音と超低周波音の混同が見られるため、これを整理して示されることが必要。</p> <p>・ 同様に、P. 118 の評価の手法に「G 特性に低周波音レベルの感覚閾値」と書かれているのは趣意が不明。</p> <p>・ P. 126 の「一般環境中の低周波音レベル」は、2 ~ 90Hz の範囲におけるオールパス音圧レベルであり、これを G 特性の値に当てはめるのは不適切。</p>
2) 風雑音の除去	<p>・ 風雑音の除去の方法について何ら触れられていないため、これを記載すべき。</p>
3) 住居等からの離隔	<p>・ 住居からの距離を何 m 離隔したら良いという基準は存在しないが、既に稼働している風力発電施設の状況や、地方自治体の条例や要綱などでセットバックの規定を設けているものの数値等を参考として適切性を検討すべき。</p>
4) パワーレベルの測定方法	<p>・ P. 90 (イ) のパワーレベルの測定位置を記載すべき。</p>
5) 低騒音モードの運転	<p>・ どの 2 基を低騒音モードで運転するのか不明。また、恒久的に低騒音モードで運転するのか、苦情があった場合に切り替えるのか等、その運用も不明確であるため、これらを具体的に記載すべき。</p>

6) 環境保全措置

- ・騒音、低周波音とも、環境保全措置の検討経緯やその内容が不明確であるため、これらを具体的に記述すべき。

7) 誤記

- ・ P.84 等価騒音レベル(Leq) 等価騒音レベル(LAeq)
- ・ P.85 NO.2 名称が「浜地区」とされているが、P.119では「大湊地区」となっている。他にも同様の記載がある。
- ・ P.125 G特性はISO7196(低周波音・・ではなく、超低周波音・・)
- ・ (誤記ではないが)風力発電施設のスペック(カットイン風速、カットアウト風速等)は基礎的な情報として図書に記載すべき。

環境大臣意見で言及すべき内容

- ・環境影響評価において、低周波音と超低周波音を混同した記載が散見されるため、これらを訂正し、適切な評価を行うこと。
- ・騒音及び低周波音の調査については、測定点が近傍の住居に設定されていないなど適切とはいえない。風力発電施設の周辺にあって、風車騒音の影響を受けるおそれがある住居、学校、病院等の配置を把握した上で、調査地点を適切に選定し、調査、予測及び評価を再度実施すること。
- ・この際、近傍に既存する風力発電施設との複合的な影響も勘案し、評価を行うこと。
- ・特に1号機については、住居から280mしか離隔しておらず、また、ごく近傍に既存の風力発電施設が存在するなど、住民の生活環境への影響が懸念されること。